経営相談会活用の流れ

2018.12

組合員から経営に関する相談が組合事務所に来た場合

◎経営相談会は、融資、人事・労務、事業計画、助成金、資金調達、会社の整理、合併、解散、清算などで困っている方に中小企業診断士が対応します。

本部経営相談会（無料）

①経営相談会を申し込む場合は、対応した書記局が「経営相談会相談受付簿」（別紙）に必要事項を記載して、総合事業支援センターにＦＡＸ送信（送信したら必ず電話連絡を)してください。

②総合事業支援センターは、支部から受信した「相談受付簿」を確認し、日程と時間について支部担当者に連絡します。

③中小企業診断士は、総合事業支援センターからの依頼を受けて、相談日に待機しますので、当日のキャンセルは無いようにご配慮下さい。

④支部の書記局は必ず同席してください。相談時間は、約１時間程度です。相談する内容を事前に整理して、内容が重複しないようお願いします。

支部経営出張相談会（有料）

①経営相談会を申し込む場合は、対応した書記局が「経営相談会相談受付簿」（別紙）に必要事項を記載して、総合事業支援センターにＦＡＸ送信（送信したら必ず電話連絡を)してください。

②総合事業支援センターは、支部から受信した「申込書」を確認し、日程と時間について支部担当者に連絡します。

③中小企業診断士は、総合事業支援センターからの依頼を受けて、相談日に支部事務所に来所します。相談費用1万円はその日に支払い願います。

◎中小企業診断士が相談対応の結果、事業所から仕事の依頼を受けた場合は、依頼後の調査・立合い・作成・届出等の業務の費用金額等について説明します。費用について了解後に作業に入ります。